Ⅳ章　計画の基本的な考え方

第Ⅳ章　計画の基本的な考え方

１. 基本理念

三笠市は、都市像である「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、四季の変化に富んだ豊かな自然環境と先人が築きあげた歴史のもとに、個性的で魅力あるまちづくりを進めています。

家庭はもとより、地域、企業、行政など、社会全体が協力して、“みかさ”の次代を担う子ども達を、のびのびと健やかに育むことができるまちづくりを目指すと共に、子どもを持ちたいと思うすべての人が安心して子どもを産み育てることができる地域社会を築くため、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

緑の中で　はじける笑顔　みんなの笑顔でむすぶマチ

～みんなが　かぞく　ささえあいの輪～

1-1 基本的な視点

基本理念を受けて、本行動計画の基本的な４つの視点を次のように設定します。

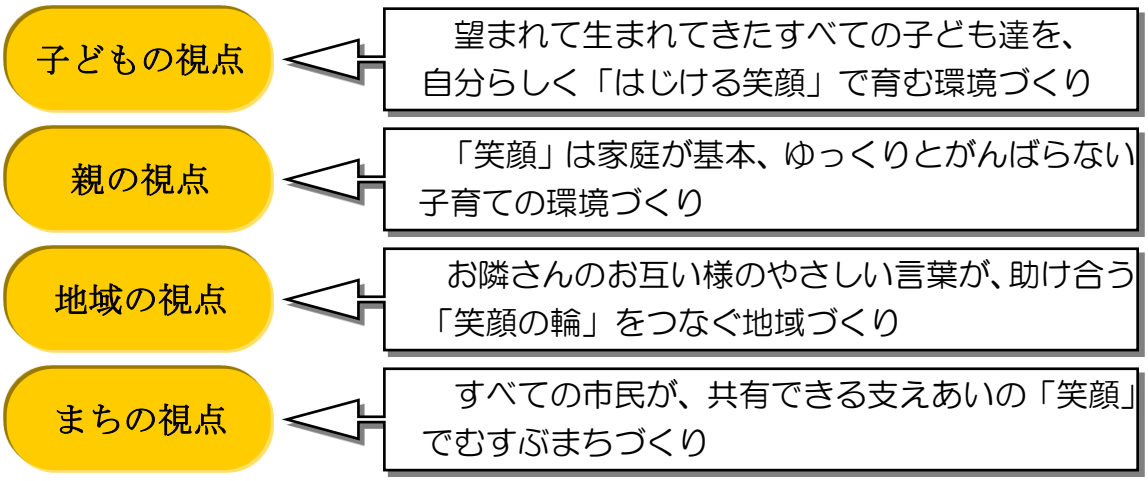

４つの視点	視　点　の　設　定
子どもの視点	すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう、子どもの視点に立ち、健全育成のための取組みを進めます。
親の視点	親が心身ともにゆとりをもって子育てができる視点に立った環境づくりを進めます。また、仕事と子育てが両立するための環境の整備や親子の健康を一体のものとして確保する取り組みを進めます。
地域の視点	地域住民がもつ英知と行動力を地域の子育てに活用するため、住民が自ら進んで行動し活動できるような地域社会による支援の仕組みづくりを進めます。
まちの視点	子どもは大切な三笠の一市民という認識のもと、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの役割を担いながら、社会全体での子育て支援や子育てしやすい環境づくりを視点に、福祉のまちづくりを進めます。

２. 基本目標

三笠市が掲げる基本目標は、基本理念、基本的な視点及び子ども・子育て支援法並びに次世代育成支援対策推進法の基本目標指針を踏まえ、次のように定めます。

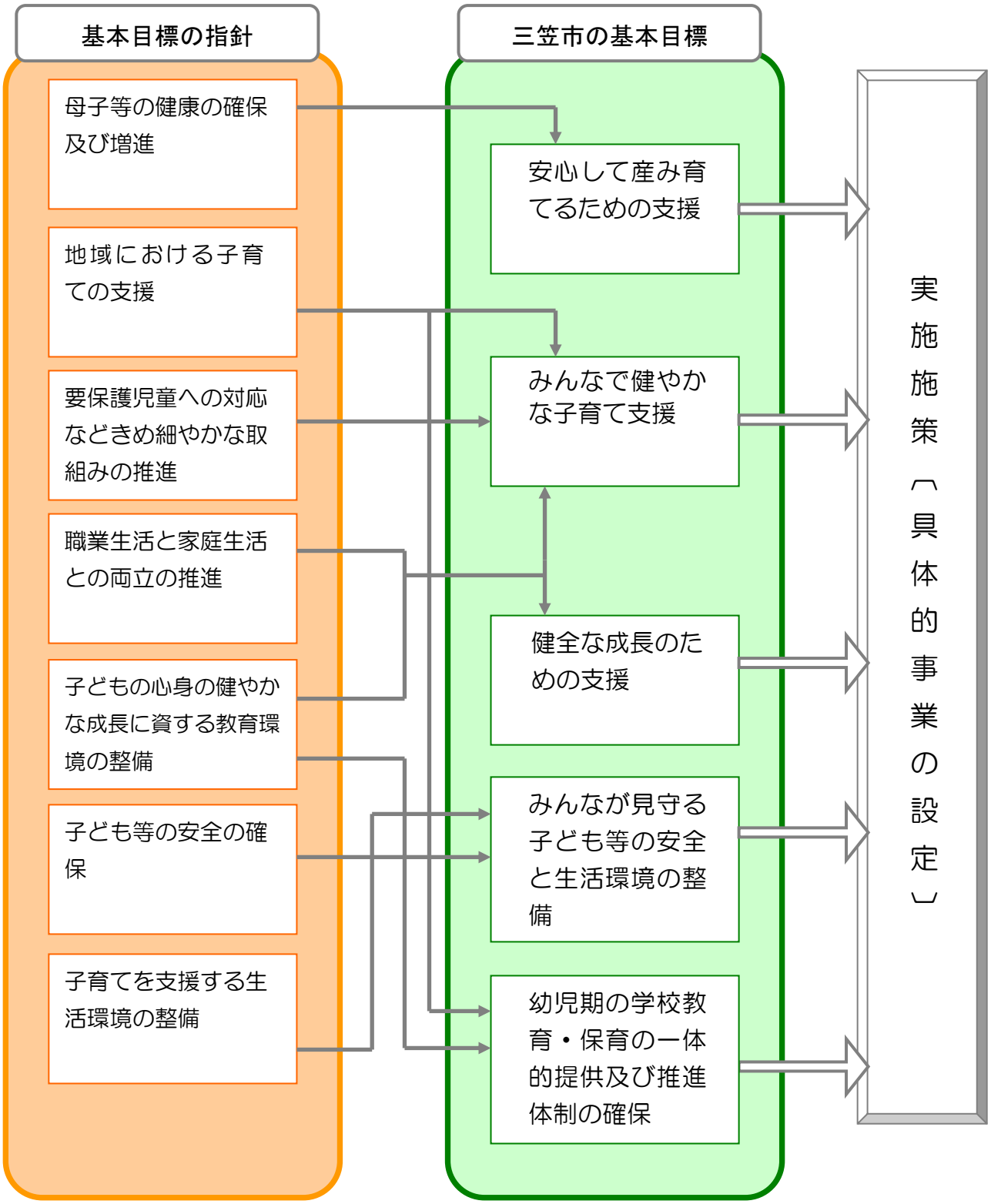

３. 事業計画の推進体系

基本理念	基本目標	実施施策
子どもの視点 望まれて生まれてきたすべての子ども達を、自分らしく「はじける笑顔」で育む環境づくり	安心して産み育てるための支援	(1)安全な妊娠、出産のために (2)子どもと母親の健康のために (3)小児医療の確保 (4)思春期保健対策 (5)不妊治療対策の推進 (6)「食育」の推進
親の視点 「笑顔」は、家庭が基本のゆっくりとがんばらない子育ての環境づくり	みんなで健やかな子育て支援	(1)地域での支援 (2)施設での支援 (3)情報の提供 (4)ワーク・ライフ・バランスの推進 (5)経済的支援 (6)職場における支援 (7)保育サービスの充実 (8)児童虐待及び DV 防止対策の充実 (9)ひとり親家庭の自立支援 (10)障がい児施策の充実 (11)余裕教室・空き教室等の活用 (12)専門的人材の登録・認定
地域の視点 お隣さんのお互い様のやさしい言葉が、助け合う「笑顔の輪」をつなぐ地域づくり	健全な成長のための支援	(1)子どもの権利の保護 (2)体験機会の拡大 (3)魅力ある学校教育 (4)相談窓口の充実 (5)有害環境対策の推進 (6)幼保一元化の推進 (7)スポーツ環境充実の支援
	みんなが見守る子ども等の安全と生活環境の整備	(1)快適な生活空間の確保 (2)子どもの安全確保
まちの視点 すべての市民が、共有できる支えあいの「笑顔」でむすぶまちづくり	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	(1)教育・保育提供区域の設定 (2)幼児期の学校教育・保育 (3)地域子ども・子育て支援事業 (4)幼児期の学校教育・保育の一体的提供 (5)子どものための教育・保育給付の実施 (6)子育てのための施設等利用給付の実施

緑の中で　はじける笑顔　みんなの笑顔でむすぶマチ

第Ｖ章　基本目標

第Ⅴ章　基本目標

1.施策事業の目標

施策の目標１	安心して産み育てるための支援

妊婦、出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理や指導の強化等の取り組みを推進します。

安心して産み育てるための支援 →

- 1-1 安全な妊娠、出産のために
- 1-2 子どもと母親の健康のために
- 1-3 小児医療の確保
- 1-4 思春期保健対策
- 1-5 不妊治療対策の推進
- 1-6「食育」の推進

1-1 安全な妊娠、出産のために

妊娠中の健康管理や心のケアを行っていくことは安全な出産のためにも重要なことです。安心して出産することができるように、健康診査の実施、医療面でのサポートに努めます。また、出産や育児についての学習会を開催し、同じような出産期にある人たちの交流を図ります。

1-2 子どもと母親の健康のために

1-2-1 母子保健の充実

子どもが健康で安心して元気よく育つためにも、母子保健の充実は欠かせません。従来の母子保健事業の維持・見直しに努め、適切な「健康予防」母子保健事業の実施を推進します。また、受診率や参加人数の増加を図ります。

1-2-2 育児相談・講習体制の充実

子育てに関する心身のケアを行っていくために育児相談・講習体制の充実を図ります。子どもへの食事（離乳食）の重要性や事故防止など子育てに必要な知識・情報の提供、育児で悩む親への育児相談などの充実を推進します。

1-3 小児医療の確保

「令和元年度版少子化社会対策白書」には、小児医療体制の充実が明記されています。通常の小児医療のほか、各種予防接種や健診に対応するための小児医療を継続して確保し、また夜間や休日などに急に子どもが体調を崩したときの対応に不安を抱えている保護者が多いことから、近隣市との連携による的確な緊急的対応を推進していきます。

1-4 思春期保健対策

思春期の子どもたちが健全に学び育っていけるように、適切な情報と知識を学ぶ機会を提供していきます。性に関する問題、薬物乱用、喫煙、飲酒、過度のダイエット、インターネットや携帯電話の普及などによる情報の氾濫など、心身への影響が懸念されます。そのため、学校や医療機関などの関連機関との連携を図り、正しい知識の普及啓発、学習機会や相談体制の充実に努めます。

1-5 不妊治療対策の推進

子どもを産み育てたいと希望しながらも、授かりにくい夫婦への不妊治療に対する金銭面や心身の負担を軽減するための治療費助成制度の利用が効果的にされるよう適切な情報の提供をしていくことが重要です。

1-6「食育」の推進

食は健康の基礎であり、子どもの時の生活習慣はその後の成長などに大きな影響を与えるとともに、将来子育てする場合にも影響が及ぶことから、健康的な食習慣を身につけることが重要です。そのため、給食センターと学校、家庭、地域とが連携し、給食や指導などを通して食の大切さの啓発を推進します。また、親子調理教室の開催や学校給食への地場産物の活用推進など、食育の推進を図ります。

施策の目標２	みんなで健やかな子育て支援

すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域や施設などにおける多様な子育て支援サービスの充実を推進します。また、子育て情報の総合かつ一体的な発信の形成を促進させます。さらに、支援を必要とする児童へ身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

みんなで健やかな子育て支援 →

2-1 地域での支援
2-2 施設での支援
2-3 情報の提供
2-4 ワーク・ライフ・バランスの推進
2-5 経済的支援
2-6 職場における支援
2-7 保育サービスの充実
2-8 児童虐待及び DV 防止対策の充実
2-9 ひとり親家庭の自立支援
2-10 障がい児施策の充実
2-11 余裕教室・空き教室等の有効活用
2-12 専門的人材の登録・認定

2-1 地域での支援

近年、核家族化の進行や父親の仕事中心の生活様式、地域とのつきあいの希薄化などを背景に、育児をする母親が孤立する傾向にあります。そのため、地域がかつて有していた子育て力を再生し、家庭と地域が連携して子育てを行なうことが必要です。自分の子育てが終了して、若い母親の子育てを応援したいという人々も潜在しており、今後は、地域が自ら子育ての役割の一部を担うことができるように、啓発活動と市民との協働のまちづくりの情報提供を行ない、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。

2-1-1 子育てサロン事業の推進

子育てサロン事業は、親と子どもが、気軽に友達や仲間をつくり、子育ての楽しさや子育て情報を交流できる場の提供を引き続き目指します。三笠に住んで間もない方や友達が見つけられない方も安心して参加できることが必要です。また、子育てサークルの活動拠点としての活用と合わせて検討します。

2-1-3乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の実施

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４ヶ月までの乳児のいる家庭に対し、子育てに関する情報提供、心身・環境の状況把握、養育相談、助言などの援助を行なう事業として全戸訪問を実施します。また、養育支援訪問事業は、保護者の養育支援など、特に必要と認められる児童・保護者・妊婦に対して、適切な養育が行なわれるよう相談、指導、助言、支援を行なう事業として必要な訪問を実施します。

2-2 施設での支援

児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年育成センター、学校等の社会資源及び主任児童委員、地域ボランティア、町内会などを活用した取組を進めます。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭に気軽に利用される自由な交流の場として、親子のふれあいの機会を提供します。幼稚園においては、未就園児親子教室を推進します。

また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援、引きこもり、不登校への対応については、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処していきます。

2-3 情報の提供

子育て家庭に対して、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、ホームページや広報の活用により情報提供を行っていきます。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。初めて出産して間もない親や転入してきたばかりの親たちが不安にならないような情報提供も行っていきます。

2-4 ワーク・ライフ・バランスの推進

一人ひとりが生き生きと働き、家庭や地域生活でも充実した時間を過ごすことで、その充実感をさらに仕事に活かせるといった、仕事と生活の調和を実現する、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

2-4-1 育児休業明け等の教育・保育の円滑な利用

休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うことや育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるような環境の整備を推進します。

2-5 経済的支援

子育てに伴う経済的支援はニーズ調査でも多くの方が望んでいます。そのため、保護者の経済的負担の軽減として、児童手当支給額の引き上げや保育料の引き下げ、また、少子化対策の一環としての出生率の向上を目指すほか、18 歳以下の子どもの医療費助成を実施しています。そして、ひとり親家庭など各家庭の実情を考慮した経済的支援を推進します。

2-5-1 小学校における給食費の無料化

少子化支援対策の一環として、小学校児童のいる世帯の保護者が負担する教育費の軽減を図るため、給食費の無料化を実施しています。家庭生活環境の「ゆとり」と安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援していきます。

2-6 職場における支援

仕事と子育てを両立していくためには保育サービスや地域の協力だけではなく、企業・職場の理解と協力が必要です。男性も含めた育児休業取得や出産後の再就職支援、育児期の労働時間の短縮などの支援を推進します。

2-7 保育サービスの充実

2-7-1 保育所環境整備

親が安心して子どもを預けられ、子どもたちが安全に過ごすことができるよう保育所の施設整備を進めるとともに、保育士や職員の研修・学習の機会を充実させるなどソフト面の整備を図ります。

2-7-2 一時保育などの充実

急な仕事や残業、保護者の病気時、妊娠や出産などによる通院、育児疲れのリフレッシュなど、ゆとりある子育てができる環境整備として、一時保育など、保育サービスの充実を図るとともに、幼稚園での預かり保育の充実に努めます。

2-7-3 延長保育などの充実

保護者の勤務時間と保育時間があわず仕事と子育ての両立の弊害となることもあり、延長保育のニーズは高く、延長保育など、保育サービスの充実を図ります。

2-7-4 保育ママ紹介事業の推進

子育て家庭において就労する女性が増えており、また、子育てに関わる生活課題などから、保護者の代わりに在宅での子育てサポートをする「保育ママ」のニーズが高まっています。そのため、保育ママの養成や発掘とともに、保育ママ紹介事業を継続して実施します。

2-7-5 学童クラブ

小学生の放課後対策及び保護者の仕事と子育ての両立支援としての学童クラブを実施します。

2-8 児童虐待及び DV 防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。近年、我が子への虐待や DV の問題が社会問題として顕在化しており、乳幼児全戸訪問などで子育て中の親との交流による「虐待の発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの総合的な対策の充実を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会の開催、親の心身の負担や育児の孤立を防ぐための家庭児童相談員を配置して支援していきます。そして、虐待の疑いがある場合には、通報対応の義務などの広報活動に取り組みます。

2-9 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は、母子家庭では経済的状況において、また父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多く見られ、そのための就業支援や日常生活支援が求められています。

ひとり親家庭への医療費助成や児童扶養手当支給とともに、母子・父子自立支援員の配置による相談体制や福祉サービスの情報提供の充実を図ります。

2-10 障がい児施策の充実

障がい児の自立と社会参加に向けては、各人に応じたきめ細かい支援体制が求められており、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期というライフステージに応じた一貫した養育支援が必要とされています。そして、子ども本人への支援はもちろんのこと、障がい児をもつ両親の精神的・身体的負担は多大なものがあり、両親に対するケア、すなわち一時的な休息の支援も重要となっています。特別児童扶養手当などの経済的支援の実施とともに、障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などの実施、家庭児童相談事業、ことばの教室、障がい児保育、心身障がい児通園事業をはじめとする各種支援体制の充実を図ります。

2-11 余裕教室・空き教室等の有効活用

地域での子育て活動の拠点として、余裕教室や空き教室を活用することにより、親子の居場所や交流の場となるとともに、小学校区などの身近な子育て仲間の活動を支援することができます。現在、三笠小学校の空き教室を利用して、小学１年生を対象とした放課後児童クラブを実施していますが、児童数の今後の推移を見ながら適正な規模について検討します。

2-12 専門的人材を認定・登録

ソフト型の子育て支援が一層重要となり、様々な子育てニーズに対応できる人材の確保、育成等が求められており、そのための仕組みづくりが必要です。そのため、市民を対象に、育児、保育、子育てに関わる事業者、経験者などの技術能力を生かした三笠市独自の保育・育児コーディネーター、育児アドバイザー等の認定・登録制度の導入の早急な検討が求められ、子育てリーダー主体のソフト型事業の展開を検討します。

施策の目標３　健全な成長のための支援

次代の子ども達が、健全で豊かに育っていくために、環境や学習の機会の場を整備することや将来親となるために必要な知識を学び、子どもを産み育てる意義・喜びや素晴らしさを理解できるよう家庭と学校、そして地域で見守り、育んでいく環境づくりを推進します。

健全な成長のための支援

- 3-1 子どもの権利の保護
- 3-2 体験機会の拡大
- 3-3 魅力ある学校教育
- 3-4 相談窓口の充実
- 3-5 有害環境対策の推進
- 3-6 幼保一元化の推進
- 3-7 スポーツ環境充実の支援

3-1 子どもの権利の保護

子どもの権利を保護していくために、子どもが家庭環境で愛情に包まれながら成長し、社会の中で個人としての生活を送れることを協定した「子ども権利条約」の啓発活動を進めると共に、子どもたち自身が権利を主張し、自ら考え話し合い行動していくことができるよう進めていきます。また、子どもの貧困対策についても、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を進めて行きます。

3-2 体験機会の拡大

地域の町内会や福祉施設のイベントやお祭りなどに子どもたちの参加を促すことで、世代間交流が促進され、地域で子どもたちを見守るという意識が高まっていきます。また、子どもたちの自主的な活動や発想を活かした活動の展開を図ります。

3-3 魅力ある学校教育

3-3-1 地域に根ざした学校教育

地域で子どもたちを見守っていくためにも学校との協力は欠かせません。また、学校での教育にも地域の協力が必要となってきました。ＰＴＡや学校評議員、スポーツ少年団活動といった学校への協力支援を地域で行なうとともに、学校開放など開かれた学校教育を目指します。

3-3-2 小中一貫教育

平成 17 年度から国の構造改革特区を活用し、教育施策の柱として、一人ひとりの個性を生かしつつ、個々の能力にあった教育を実践することで、小学校から中学校へのスムーズな移行を図り、確かな学びと豊かな心を育むことを目的とし、三笠市小中一貫教育を実施しました。結果は中 1 ギャップの解消や９年間かけて子供を見守り育てる教育環境の充実に効果が現れています。

3-4 相談窓口の充実

地域における近所づきあいの衰退や育児情報の氾濫、相談相手がいないなどにより、子育て中の母親が一人で多くの不安を抱え込むことが、育児ストレスや子どもへの虐待の原因になる場合があります。そのため、心と体のケアを考えていかなければなりません。それぞれの立場、内容に対応できる専門家の配置とプライバシーに十分配慮した相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。また、心の育成を目的とした事業も推進していきます。

3-5 有害環境対策の推進

最近の青少年を取り巻く環境は、有害図書を始め、薬物乱用や喫煙に対する警戒心や抵抗感が薄れるなど様々な問題が指摘されています。
薬物乱用から破滅への道を未然に防ぐために、地域、学校、保護者及び関係機関と連携して、啓蒙活動を推進していきます。また、有害図書やインターネット・携帯電話の有害情報に対する規制などの浄化活動を推進していきます。

3-6 幼保一元化の推進

保育所と幼稚園は、設置目的や法律的背景の違いから別事業として扱われてきましたが、「認定こども園」など教育と保育を一体的に提供する施設が制度化され、令和２年度には市内にも認定子ども園が開設されます。今後も少子化が進む中、幼児教育の重要性を鑑み、「幼保一元化」の調査・研究を進め、検討していきます。

3-7 スポーツ環境等の充実支援

プロの指導者が培った多くの経験、知識又は技術を子ども達が教わることで、技術の向上や競技力の強化はもとより、運動をすることの楽しさや大切さなどを伝え、健やかな体と豊かな心の育成を図ります。スポーツ活動としては北海道日本ハムファイターズ、北海道コンサドーレ札幌による各種スポーツ教室を実施するほか、文化活動の推進としては札幌交響楽団所属の演奏者による指導を行います。

施策の目標４	みんなが見守る子ども等の安全と生活環境の整備

地域のなかで、子ども達が安心してのびのびと遊び・学べる地域づくりと子育て家庭が快適に子育てできる生活環境を整備し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを推進します。

みんなが見守る子ども等の安全と生活環境の整備 →

- 4-1 快適な生活空間の確保
- 4-2 子どもの安全確保

4-1 快適な生活空間の確保

4-1-1 安全な住居の整備

多人数家庭や多世代家庭、障がい児を抱える家庭などへの優先的な公営住宅の確保や体調不良や健康障害を引き起こすシックハウス対策を進め、長い時間を過ごす住居で安全に生活していけるよう整備を進めていきます。

4-1-2 安心して外出できる環境の整備

どんな子どもたちでも安全に楽しく遊べる公園の整備や交通事故から子どもたちを守る道路交通環境を整備します。また、乳母車や子どもを抱えた親も安心して外出できるよう整備に努めます。

4-1-3 居住環境の整備

冬の期間は、どうしても閉じこもりになりやすく、小さい子どものいる家庭ほどその傾向が高くなり、ストレスが溜まる原因にもなっていることから、除雪の対策の強化を図ることとともに、バリアフリー化を進めるなど、人にやさしいまちづくりをめざします。

4-2 子どもの安全確保

4-2-1 犯罪・事故防止

子どもたちを犯罪から守るために「子ども 110 番」の設置の促進など、犯罪被害などの実態把握に努めるとともに、青少年育成センターを中心に防犯協会や警察と連携し、学校や町内会など、地域が一丸となった安全指導の一層の充実を図ります。

また、交通事故をなくすために交通安全教室を実施し、子どもたちには自動車の危険性と交通ルールを教える場を設けていきます。

4-2-2 見守り・声かけ活動の推進

不登校やひきこもりの問題のように、大人の支援を必要とする子どもに対する理解を深め、子どもたちが健やかに育つことができる環境を整備していきます。また、子どもの権利と身体を守るために、地域、保育所、認定こども園、学校及び関連機関との連携を強化していきます。

施策の目標５	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の学校教育・保育をより充実させるため、一体的提供を図り、体制を確保する取り組みを推進します。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 5-1 教育・保育提供区域の設定
- 5-2 幼児期の学校教育・保育
- 5-3 地域子ども・子育て支援事業
- 5-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- 5-5 子どものための教育・保育給付の実施
- 5-6 子育てのための施設等利用給付の実施

5-1 教育・保育提供区域の設定

現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域を提供区域とし、充実した幼児期の学校教育・保育を提供します。

5-2 幼児期の学校教育・保育

地域における、多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された教育・保育を提供し、子どもの成長を支援します。

5-3 地域子ども・子育て支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業や乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業など、子育てを行う環境を整備します。

5-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ、認定こども園が令和２年度に設立されます。今後も、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供を行うため、調査・研究を進めて行きます。

5-5 子どものための教育・保育給付の実施

保育の必要性を認定された子どもが、幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用して、教育や保育の提供を受けたときには、利用施設等に対して、子どものための教育・保育給付を行います（施設型給付、地域型保育給付）。

5-6 子育てのための施設等利用給付の実施

保育の必要性を認定された子どもが、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等を利用したときは、当該保護者に対し、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して、子育てのための施設等利用給付を行います。